

合議制機関(委員会等)について(メモ)

原子力委員会の今後の方向性について 2013.10.24 提出資料
上智大学 小幡純子

1. 行政組織のありかたについて

国家行政組織法 3 条機関、8 条機関 [内閣府設置法 58 条、37 条も同趣旨]

3 条 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。—3 条機関としての委員会

8 条 第 3 条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。—いわゆる審議会

いわゆる審議会と行政委員会(3 条委員会)との差異 [原則]

- ① 審議会は、原則、諮問機関で、自らの名で外部に国家意思を表示することができない。行政委員会は、それ自体として国家意思を決定し、外部に表示する機関。
- ② 事務局職員の人事権は、行政委員会では委員長が有するが、審議会では、府省の長である大臣が有する。
- ③ 行政委員会は、固有の事務局を有する。
- ④ 行政委員会には、規則制定権、告示制定権が付与される。

(参照) 塩野宏著『行政法Ⅲ[第 4 版] 行政組織法』有斐閣 87 頁

※当初、「委員会」という名称は 3 条機関に用いる。

→ 「原子力委員会」創設で、このメルクマール消滅

(参照) 伊藤正次著『日本型行政委員会制度の形成 組織と制度の行政史』
東京大学出版会 249 頁

上記差異は、例外も多く、一律ではない。

○審議会であっても、例外として、行政庁としての性格を有するもの。

直ちに国家意思として外部に表示され、法的拘束力を有する(裁決等)。

○審議会によっては、諮問を受けて審議し答申するのみならず、諮問なしに審議し建議する機能も認められる。

例 原子力委員会設置法 2 条 「次の各号に掲げる事項について、企画し、審議し、及び決定する。」

「企画」—建議機能の存在を所与とする。

勸告権、関係行政機関の長に対する報告徴収権が規定される。

原子力委員会設置法 24 条、26 条、消費者委員会設置法 6 条 2 項 3 号、8 条等

(参照)宇賀克也著『行政法概説Ⅲ行政組織法/公務員法/公物法[第 3 版]』有斐閣 203 頁

○審議会の諮問に対する意見に、政府は法的に拘束されないのが一般的。

ただし、個別の法律の仕組みにより判断されるべきで、一概にはいえない。

答申の尊重規定置かれている例 土地収用法 25 条の 2

○審議会でも、固有の事務局は置かれる。

例 1950 年 社会保障制度審議会への事務局設置

消費者委員会、情報公開・個人情報保護審査会、食品安全委員会等

※審議会等であっても、委員会、調査会等様々な名称付される。

行政委員会の組織的多様化と相俟って、行政委員会制度と審議会等制度の境界の曖昧化。

(参照) 伊藤正次・前掲書 250 頁

2. 行政委員会と審議会等の現状

(1)行政委員会制度

戦後におけるアメリカの占領政策により導入、当初は行政の民主化(官僚制の打破)強調。
→設置根拠 職務執行における政治的中立性の確保、専門技術的判断の必要、複数当事者の利害調整、準司法的手続の必要 等多様。

⇒日本社会の実際に合致しない。責任の明確性を欠き、事務の効率的な事務処理の目的を達成しがたい。⇒ 多くの行政委員会が諮問機関としての審議会に改組される。

現在、内閣府には、公正取引委員会、国家公安委員会のみ

国家行政組織法上、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、原子力規制委員会の5つ

最近の状況 内閣府の外局 「個人番号情報保護委員会」
環境省の外局 「原子力規制委員会」 と新設

(2)審議会等の類型

内閣府設置法 37 条、国家行政組織法 8 条

- ① 政策提言型審議会
- ② 不服審査型審議会
- ③ 事案処理型審議会

審議会の一般論

- 合議制の機関であること、その構成員が学識経験者等、比較的短期の任期。
- 通常の国家意思決定過程あるいは官僚組織では得難い知識、経験を決定過程に導入。
- 委員の人選方法、運営の方法等の問題(政府の隠れ蓑問題)。

※平成 11 年 4 月 27 日閣議決定 審議会等の整理合理化に関する基本計画

3. 原子力委員会の役割を果たす組織について

(当初)8 条機関の審議会であるが、委員会と名付け、3 条委員会に近いものを企図。

単なる諮問的な審議会にするよりも、もつと強力なものにする(賀屋政府委員)。

原子力の重要性にかんがみ、強力な行政組織によって原子力利用を総合的に企画・審議。

同時に、合議制機関とすることによる民主的な運営 — 専門性・民主性・国際的な信頼。

(その後)

原子力委員会から 1978 年に原子力安全委員会が分離 — 安全確保については分離。

福島原発事故後、2012 年、3 条機関(行政委員会)として原子力規制委員会が創設される。

→ 現在の環境下で、原子力委員会の果たすべき役割の絞り込み必要。

平和利用の担保のためのプルトニウム総量管理、バックエンド施策等を含めた我が国の原子力利用にかかわる総合的マネジメント。

他方で、原子力政策において、安全確保自体にきわめて大きな比重が置かれる現状の下では、原子力規制委員会との役割分担が課題。

平和利用の担保を民主的合議制機関が担うことの国際的意義は重要。